

これからの、地域社会に果たす社会福祉法人の 役割に関する一考察

かな い まもる
金 井 守

〈要 旨〉

社会福祉法人制度は、1951(昭和26)年に創設されて以来、戦後の社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、制度創設以来半世紀以上が経過し、「措置から契約へ」、社会福祉事業の拡大、民間企業等の参入、公的財政の悪化、規制緩和などの変革が起こり、社会福祉法人を取巻く環境が大きく変化してきている。

社会福祉法人はこのような環境の変化に的確に対応し、法人規模の拡大や社会福祉法人同士の協働による事業拡大、人材育成など経営基盤を改革・強化して、サービスの量をはじめ質の高いサービスの確保ができる社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい(社会福祉法第24条 経営の原則)事業者としての役割が求められている。

また、公益性に奉仕することを使命とする社会福祉法人は、制度の谷間の地域の生活困窮等の新しいニーズを受けとめ、アウトリーチして必要な支援にかかわることが強く求められている。

これらの社会的要請に応え、実践に取り組んでいる事例が多く報告されるようになった。この中から幾つかの取組事例を取り上げた上で考察を加え、今後求められる社会福祉法人の役割に関する実践的方法について検討する。

〈キーワード〉

地域 社会福祉法人の役割 公益性 社会貢献

I 研究の背景と目的

1. 研究の背景

社会福祉法人制度は、1951(昭和26)年に制定された社会福祉事業法(現社会福祉法)により創設されて以来、戦後の社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、制度創設以来半世紀以上が経過し、「措置から契約へ」、社会福祉事業の拡大、民間企業等の参入、公的財政の悪化、規制緩和などの変革が起こり、社会福祉法人を取巻く環境が大きく変化してきており、これからの社会福祉サービスは、量的拡大だけでなく、質的向上が強く求められている。また、イコール・フッティング論や社会福祉法人の内部留保への批判など社会福祉法人の役割が厳しく問われている状況もある。社会福祉法人は、このような環境の変化に的確に対応しつつ、新たなニーズに応じていくことが求められている。¹⁾

2. 研究の目的

本研究では、今日、社会福祉法人に問われている地域社会における役割に関する考察を行うことを通して、社会福祉法人が地域社会における人々の生活の安定と向上に寄与する存在となることのできる方途を探ることを目的とする。

Ⅱ 先行研究

先行研究では、本格的な論文は見当たらず、逐次刊行物に掲載された論考や政府関係の報告書等が出されている。²⁾それらの文献では、これまでの社会福祉法人の役割と経営が抱えている課題及び社会福祉法人のあるべき役割論が主に述べられている。一方、社会福祉法人の取組みに関する実践事例が公表されている。³⁾また、現在厚生労働省内に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が設置され、検討が進められている。⁴⁾

Ⅲ 研究の視点及び方法

1. 研究の視点

研究の視点として、①サービス提供における「効率性及び質の確保」の視点。これは、支える家族や職員を支えること及び支えられる人を支える側へエンパワメントすることや、支え合いに関する啓発や地域への発信を含む。②新たなニーズに応える「更なる取組み」の視点。これは、クリエイター・プロモーター・コーディネーターの在り方を含む。

2. 研究の方法

文献研究により、社会福祉法人が抱えている課題及び今後の役割に向けた方向性を明らかにする。次に、社会福祉法人の取組みの事例を分析し、今後の方向性に向けた具体的方法論を探る。さらに、考察において、社会福祉法人の今後の役割の具体化について検討する。

Ⅳ 研究の結果

1. 社会福祉法人のこれまでの役割と課題の整理

1) 社会福祉法人のこれまでの役割

「社会福祉法人制度は、1951年(昭和26)年に設けられた制度であり、これまでのわが国の社会福祉の発展において、大きな役割を果たしてきた」⁵⁾。一言でいえば、「措置」が中心のこれまでの福祉制度の中で、行政による措置委託の受け皿として生活困難を抱えた人々に対して福祉サービスを提供し、国民の生活の安定を確保する役割を果たしてきたのである。

関川は、「制度的にみれば、社会福祉法人の存在意義とは、供給主体が多元化するなかでも、市場原理に対する対抗軸として公益を重視する供給主体の役割」を挙げ、社会福祉法人の役割を総括している。⁶⁾

2) 社会福祉法人制度の概要と現況

(1) 社会福祉法人制度の概要

社会福祉法人は、1951(昭和26)年に制定された社会福祉事業法(昭和26年3月29日法律45 現 社会福祉法)により創設された法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人である(社会福祉法第22条 定義)。社会福祉法人が行う社会福祉事業には、入所施設を中心とし利用者の人格の尊厳に重大な関係を持つ第1種社会福祉事業と在宅福祉サービスを中心とし利用者に対する弊害の少ない第2種社会福祉事業があり、法に列挙された範囲に限定されている。(社会福祉法第2条 定義)大部分の社会福祉事業については、関係各法において、行政が自ら行うか、または社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に委託して行う仕組み(措置)が設けられた。

社会福祉法人の基本的性格としては、公益性(社会福祉事業を行うことを目的としている)及び非営利性(残余財産は最終的には国庫に帰属する等)が挙げられており、他に設立に当たり資産を備え所轄庁の認可を受けることや解散命令等の強力な行政による監督を受けることなどが特徴として挙げられる。この他、創設時の説明によると、社会福祉法人は、社会福祉事業の「純粋性」を保ち、その「公共性」を高めるために設けられたとされる。また、社会福祉法人は、憲法89条が、公の支配に属さない慈善又は博愛の事業への公金の支出を禁止していることを回避し、公の支配に服する法人として行政による助成の対象としたとされる。さらに、公的責任の原則(公私分離の原則)が明確化された。

以上の基本的性格を踏まえ、事業に関するものとは別に、社会福祉法人に対して規制・監督と優遇措置の両方の仕組みが設けられた。規制・監督の例としては、収益事業からの収益は、社会福祉事業又は一部の公益事業のみに充当することとされ、収益事業に充当することや法人外への移転は認められない等があり、優遇措置の例としては、社会福祉法人による施設整備に対し

て、一定額が補助される(内訳として国 1/2, 都道府県及び市町村各 1/4), 税制上では, 法人税に関し, 収益事業以外の所得は非課税など, 等がある。⁷⁾

(2) 社会福祉法人の現況

法人数では, 19,810 法人(平成 24 年度)で, 平成 12 年度の 17,146 法人と比べ増加している。経営主体別では, 入所及び通所系事業所合計数 161,721 事業所(平成 23 年度)のうち, 社会福祉法人経営の数は 72,794 事業所(45.0%)で, 平成 12 年度の 31,914 事業所(55.2%)に比べ事業所数は増加しているものの, シェアは減少している。一方で, 営利法人経営による事業所の数は 51,461 事業所(31.8%)で, 平成 12 年度の 3,548 事業所(6.1%)と比べ, 事業所数及びシェアとも大幅に増加している。このうち, 入所系事業所について, 社会福祉法人経営の数は増加しているものの, シェアは 79.1%から 62.8%に減少している。一方, 営利法人経営の数及びシェアとも増加している(シェアについて 1.7%から 21.0%に増加)。通所系事業所では, 社会福祉法人経営の数は増加しているものの, シェアは 48.7%から 37.9%に減少している。営利法人については, 数及びシェアとも大幅に増加している。

以上から, 社会福祉法人及び経営する事業所の数は増えているものの, 営利法人の参入・拡大により, 全体のシェアが低下していることが分かる。しかし, 特別養護老人ホームや児童養護施設などの福祉施設については, 依然としてその 9 割以上を社会福祉法人が運営している状況にある。⁸⁾

3) これまでの社会福祉法人経営の特徴(従来型社会福祉法人経営モデル)と課題

社会福祉法人経営研究会によると, これまでの社会福祉法人経営を「従来型社会福祉法人経営モデル」とし, その特徴と課題を「一法人一施設モデル」または「施設管理モデル」と呼び, 以下の 5 点に要約した。

- ①施設管理中心, 法人経営の不在
- ②事業規模零細
- ③再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
- ④同族的経営
- ⑤画一的サービス

社会福祉法人は, その設立に関し, 土地については創設者が寄附し, 施設整備については費用の 3/4 が公費から補助された。土地の提供について寄附者に依存したことから, 寄附者の側にあたかも持ち分を保有しているかのような意識を温存し, また, 措置費が十分でなかったことから事業継続のために家族・親族の奉仕的労働に頼らざるを得なかったことが相まって, 結果として同族的経営を生む要因となったとしている。

次に, 地方自治体においては, かつて, 一つの施設を整備するために新たな法人を設立させる

指導が行われてきた(いわゆる「一法人一施設」)。また、施設運営が措置費と施設整備補助とでそれなりに保障されたこと等により、現在に至るまで、零細な規模の法人が多数を占めている。このことはまた、施設の運営管理が中心となり、法人経営という意識を持ち取組みを行う余地は少なかった。

さらに、措置費は通常の施設運営の経費に充てられ、それ以外の施設整備や拡大生産の費用に充てることは禁じられていたため、再生産・拡大生産の費用の捻出に困難があった。

他に、措置費による施設運営は、全国一律の基準に従い一定水準のサービスを確保する効果はあったが、一方で、画一的なサービスを生みやすかったとされる。⁹⁾

宮本は、社会福祉法人の本質は、独自の公益性と公共性にあるとする。そして、独自の公益性と公共性とは、「つながり」と「信頼」だとする。社会福祉法人は地域の福祉のブランドになっており、近年見直されている「見守り力」というのも、長い間地域とつながりを持ち続けてきた事業者ならではのものとする。信頼に関しては、社会福祉法人がこれまで社会福祉事業を担い、見えにくいところで人間の尊厳を守ってきたという蓄積から生じる信頼性は確かなものではないかと言う。宮本は、この他に、公益性と公共性を確保するためには、自浄力と応答性も必要であるとする。¹⁰⁾

2. 社会福祉法人を取巻く環境の変化

社会福祉法人制度創設以来半世紀以上が経過し、とりわけ、「措置から契約へ」(サービスの普遍化)、社会福祉事業の拡大(パイの拡大)、民間企業等の参入、公的財政の悪化、規制緩和などの変革が起こり、社会福祉法人を取巻く環境が大きく変化してきており、これからの社会福祉サービスは、量的拡大だけでなく、質的向上が強く求められている。また、新たなニーズが発生しており、社会福祉法人は、環境変化に的確に対応しつつ、新たなニーズに応えていかなければならない。

「措置から契約へ」に関しては、介護保険制度の導入により、介護・福祉サービスの給付が、それまでの行政がサービスの配分を行う措置制度から、利用者が契約に基づきサービスを利用する仕組みに改められた。契約に基づくサービスの利用の仕組みは、すべての人にニーズが生じることを前提としてサービスを給付する仕組み(サービスの普遍化)であると言える。

パイの拡大については、社会保障給付費のうち福祉その他分野への給付が約 0.6 兆円(1970 年度)から約 14.9 兆円(2006 年度見込み)へと大幅に拡大している。

民間企業等の参入については、介護保険制度や支援費制度の導入に合わせ、営利法人、NPO法人、生協、農協等の多様な主体の参入が行われ、サービスに占める営利法人等のシェアが拡大しており、医療法人を含め、社会福祉法人と競合する状態になっている。たとえば、介護保険の主な在宅サービス(訪問介護、通所介護、グループホーム等)における営利法人による事業所数は、約 10,200 か所(2000 年)だったものが、38,000 か所(2006 年)と約 4 倍に増加しており、全体の事業者約 74,000 か所のうち半数を占めるに至っている。

新たなニーズの発生については、人口・家族状況の変化や経済状況の変動、高齢化の進行や高齢者独居・夫婦世帯の増加、医療制度改革に伴う施設から在宅への流れと地域生活支援の必要性などを背景として、児童・障害者・高齢者虐待への対応、引きこもりへの対応、自殺予防、ホームレス支援、刑余者への支援、災害弱者への支援などの多様なニーズが発生し、その対応が強く求められている。¹¹⁾

また、イコール・フッティング論(社会福祉法人が運営する事業と民間企業が運営する事業との間で競争条件をそろえるべきであるとする議論)や社会福祉法人の内部留保への批判など社会福祉法人の役割が厳しく問われている状況もある。社会福祉法人は、このような環境の変化に的確に対応しつつ、新たなニーズに応えていくことが求められている。

宮本は、社会福祉法人を取巻く状況が大きく変わってきていることを指摘し、社会福祉法人等の社会福祉を提供する人たちが、家族や地域の人たちと協力しながら社会的弱者を支えるという従来構図が大きく変化しつつあり、支えるということがますます難しくなっているとみる。社会福祉法人は、制度の狭間のニーズに加え、稼働世代の問題にも関与して支える人を支えるアプローチや支えられる人が支える側になるような支援のツールを増やすべきことを提唱している。¹²⁾

3. 社会福祉法人の役割に関する今後の方向性の検討

1) 社会福祉法人の今後の在り方と見直しの方向性に関する社会保障審議会福祉部会の意見

社会保障審議会福祉部会による社会福祉法人の今後の在り方に関する意見として、以下の3点が挙げられている。¹³⁾

- ①社会福祉分野にあってもサービスが迅速かつ弾力的に提供されることは重要であるが、同時に福祉サービスは安定的に提供されることが必要であり、このような観点からは、今後とも、社会福祉法人が果たす役割が大きい。
- ②低所得者への配慮や制度化されていない新たなニーズに対応するサービス提供を営利法人に求めることは困難であり、この点においても、地域福祉の推進役としての社会福祉法人の役割はさらに重要となると考えられる。
- ③上記の役割を踏まえた当面行うべき見直しの方向性として、公益性の追求、安定性の確保、経営の自律性の確保、イコール・フッティングの観点からの見直しの必要を指摘している。

2) 社会福祉法人経営研究会による今後の方向性(試論)

社会福祉法人経営研究会は、社会福祉法人の今後の福祉経営の基本的方向性について、試論として、基本的方向性及びそれを実現するための5つのポイントを挙げている。¹⁴⁾

これまでの「施設管理」に代わり「法人単位の経営」が基本的方向性である。このモデルは、これまでのような「規制」と「助成」に規定されるのではなく、格段に「自立・自律」と「責任」が伴うモデルである。5つのポイントは、以下の通りである。

①規模の拡大

経営の効率化・安定化のためには、法人全体でトータルとして採算をとることが不可欠である。そのためには、複数の施設・事業を運営し、多角的経営を行える＝「規模の拡大」をめざすことが有効な方策である。既存法人の規模の拡大のためには、合併・事業譲渡が有効である。また、法人間の連携・協業化・ネットワーク化や、環境変化に対応する事業転換の必要性も大きい。

②新たな参入と退出ルール

福祉・介護基盤の整備に当たっては、これまでのように安易に新規法人の設立を考えるのではなく、これからの経営能力の向上やケアの質の確保という観点から、既存法人の活用も選択肢として考慮すべきである。これからは、護送船団方式はなじまず、法令遵守の面で問題がある法人・経営者はルールに則って退出させるべきであるとし、質の低い経営を行う法人等についても退出を誘導していくことが求められる。

③ガバナンスの確立・経営能力の向上

資金の使途や収益事業等に係る規制は極力緩和し、経営の自由度を高めるべきである。理事会は、名目的機関ではなく、法人の執行機関として実質的に機能し、経営能力を向上させることが必要である。そのためには、中間管理職層の育成・確保が重要である。特に、人材の育成・確保が法人経営において極めて大きな課題である。また、公益性を持つ法人として、社会的ルールの遵守(コンプライアンス)、説明責任(アカウンタビリティ)を果たすことが強く求められる。

④長期資金の調達

従来のように施設整備への補助を前提にするのではなく、先を見越した経営を通じて実現する必要がある。

⑤新たな「福祉の産業政策」の確立

行政は福祉の担い手のあり方について正面から考える必要があり、新たな「福祉の産業政策」の確立が求められる。

以上、新たな福祉経営の確立が、利用者のニーズに応え、地域に貢献し、働きがいのある職場を実現することにつながるとしている。

地域における社会福祉法人の今後の役割を考察する上で、福祉経営についての考察を欠かすことはできない。

3)その他の論調

(1)炭谷は、日本の社会福祉は世界でトップレベルであるにもかかわらず、忘れられ残されている問題が数多く存在しているとして、孤独死、児童虐待、ホームレス、中国残留孤児、等を例示している。そして、これらの問題の対応には、ソーシャルインクルージョンの理念を基にし、社会の一員として生活できるよう「仕事」を用意する政策が重要だとする。社会福祉法人に対し、「サービスや金銭を支援する方式」だけでなく、「働くこと、参画することを支援する」社会貢献事業に取り組むこと

を強く期待するとしている。¹⁵⁾

(2)村木は、社会福祉法人に対して、さまざまな人の雇用の場、訓練の場になることおよび地域と連携し地域をサポートする機能をもっと前面に出すことを期待する。¹⁶⁾

(3)宮本は、社会福祉法人が今後果たすべきミッションとして、「クリエーター」、「プロモーター」、「コーディネーター」を挙げている。クリエーターは、新しいニーズに対応する新しいサービスを創造することであり、プロモーターは、税金以外のルートから回ってきたお金を、福祉事業に活かすことであり、コーディネーターとは、個別のかつ複合的なニーズに対し、総合的な窓口機能を担うことである。また、社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業を引き受ける有力な候補だとする。¹⁷⁾

4. 社会福祉法人の今後の役割に向けた取組み事例と社会的意義

1) 複数の社会福祉法人からの拠出金による人材育成の取組事例(京都府:(福)端山園)

[取組事例概要]¹⁸⁾

2025年に向け京都市内に良質な地域密着型サービスの展開を通じた地域包括ケアを実現するためには、生活圏域ごとの介護サービス資源や、住民が集える場所を用意し、さらに、それらと他の地域資源を包括的にコーディネートできる人材を育成・配置する必要がある。社会福祉法人のグループ化は、公益法人である社会福祉法人がその推進の中核的な推進母体を担うべきではないかという考えに共感し、中小法人が共同することでこのような試みを推進することを目的としてスタートした。

具体的には、社会福祉法人端山園を中心として、複数の社会福祉法人(平成22年当初3法人、現在6法人参加)が連携してグループを形成し、平成24年には、「地域密着型総合ケアセンターきたおおじ」を開設した。きたおおじでは、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護やサービス付高齢者向け住宅などを運営する他、地域の人々が集う場である「地域サロン」を併設している。また、共同で認定看護師の資格を持つ施設長経験者他2名のスーパーバイザーを確保し、参加各法人施設を巡回し指導することにより、人材育成や組織の標準化を図っている。グループ化を進めるに当たり、ガバナンス(組織風土、財務等)、人材(採用・研修等)、ケアの質(情報共有、チーム等)を共有化することが考えられている。

[取組事例の意義]

社会福祉法人間の連携として、共同購入や合同研修・人材交流を実施している例はあるが、共同で事業を行い、グループ化を目指した事例は稀有のことと思われる。しかし、ごく一部の大規模法人は別にして、依然として零細規模の法人が多い状況の中で、社会福祉法人が体力をつけ、地域で質の高いサービス提供を推進できるための方法としてはかえって現実的な方法ではないかと考える。グループ化の中核は、人材育成及び質の高いサービス提供である。これにより、効率的な経営とサービスの質の確保が図られることが期待される。

2) 複数の社会福祉法人からの会費による生計困難者等に対する相談支援等の取組事例(大阪府社会福祉協議会)¹⁹⁾

[取組事例概要]

大阪府社会福祉協議会と大阪府内老人福祉施設が協働して、生計困難者等を対象とした「社会貢献事業」(「生活困窮者レスキュー事業」と命名)を平成16年より実施している。その内容は、各老人福祉施設に配置されたコミュニティソーシャルワーカー(平成24年度で約800名の研修修了者がいる)と大阪府社協に配置された社会貢献支援員(平成24年度で20名確保。その多くは社会福祉士等の専門資格を有する。)が連携し、生活困窮家庭に対する相談支援を行い、制度の狭間を埋め、既存制度につなぐ他、急迫した状況に対しては経済的援助(現物給付)を実施するものである。経済的援助の原資は、各老人福祉施設が会費として拠出した社会貢献基金である。

[取組事例の意義]

取り上げる課題に制限を設けず、あらゆる生活困窮課題の解決に向けて、本人に寄り添って自立を支援し、生きる意欲を取り戻すことを意図している。最後のセーフティーネットとしての行政の補完的意味がある他、地域の支えあいの一環として住民や団体が主体的に参加することにも意味があり、また、孤立を防ぎ、地域のつながりを再興し強化することにも貢献している。施設を運営する社会福祉法人として、公益性を示す証となり、地域における役割の「見える化」に役立つ。社会福祉法人への公的助成、優遇措置は、制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開するところに社会福祉法人の使命がある。

3) 成年後見人等受託事業の取組事例(静岡県:社会福祉法人美芳会)²⁰⁾

[取組事例概要]

平成23年度より、家庭裁判所からの選任を受け、地域の高齢者や障害者に対し現在2件の法人後見活動を行っている。被後見人が抱えるさまざまな福祉的課題に対応し、親族や関係機関と共に被後見人等の地域生活の安定を図ることができると考え、利益相反に配慮しつつ、社会福祉法人として成年後見人等受託事業に取組むことになった。

[取組事例の意義]

社会福祉法人としての生活・介護等の身上監護に関する専門性をもって地域に貢献しようとする意欲が顕著である。社会福祉法人の公益性を発揮し、組織の安定性を生かして長期的な活動を行うことが意図されている。この活動を通し、地域の権利擁護ネットワークを強化・拡大することや法人職員の人材育成への効果が考えられている。

V 考察

1. 社会福祉法人の役割に関する「方向性の確認」から「実践段階」へ

1) 社会福祉法人の役割に関する「方向性の確認」

社会福祉法人制度をめぐる検討と取組みの歴史は、1998(平成10)年の社会福祉基礎構造改革に関する中間まとめの公表から数えても15年が経過している。この時の経過の中で、設立要件の緩和や運営の弾力化が図られるとともに、財務諸表の開示を義務付けた他、自発的に地域の福祉課題に取り組むべきことが求められた。そして、現在、法人規模の拡大や法人間連携が求められ(「社会福祉法人経営の現状と課題」2010年、「日本再興戦略閣議決定」2013年6月)、また、経営能力の向上や経営の効率化が求められ、大規模化や複数法人の連携を進めるべきこと及び地域への貢献として低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組むことが要請されている(「社会保障制度改革国民会議報告書」2013年8月)。また、これらの動きと密接に連動して、法改正にもらんだ検討会が国レベルで持たれているところでもある。

社会福祉法人に求められている方向性は、経営能力の向上を踏まえた公益法人としての地域の福祉推進の中核的役割であり、地域に対する社会貢献である。この場合の経営能力の向上とは、効率化、ガバナンス、人材育成、サービスの質の各側面から取り組む必要がある。

2) 社会福祉法人の役割に関する具体的行動(実践段階)へ

本論文では、取組事例を3事例示したが、これ以外にも全国から取組みの事例が多く報告されている。全国的に取組みへの機運が高まっていることは、大阪府の社会貢献事業に学び、既に事業を開始したり現在準備中の都道府県が複数に渡っていることからわかる。また、京都におけるグループ化の取組みは、グループ化の状況を共有し学びあう目的で定期的に開催されている「京都地域包括ケア事業研究会」に他の地域からも参加者があるなど、法人間連携・共同化への関心が高まっている。地域における社会福祉法人の役割に関する方向性の確認を踏まえ、今後は、実践を広げ、深めていく段階に入ったと理解できる。

2. 実践における連携・協働

きたおおじ代表者の説明によると、社会福祉法人同士が連携したグループ化の取組みの一つにグループ所属法人の経営者その他による勉強会が持たれているが、参加者の反応として、孤立しがちな経営者にとって率直に話し共に語り合える仲間がいることが何より心強いとのことである。連携の効果は事業だけではなく、意欲や意識変革に寄与する面がある。大阪府の取組みも多数の法人・施設が協働し、行政、専門職との密な関わりや地域住民の参加が見られ、連携の裾野は広い。静岡の取組みは、法人単独の取組みとはいえ、多数の法人職員に刺激を与え、地域の関係機関や専門職との関わり、地域でのネットワークの進展を図っており、連携を強く意識している。

社会福祉法人の求められる役割を果たす実践において、社会福祉法人は、行政、関係機関・諸団体、専門職、地域住民等との連携や協働によって取組むものであり、国民的課題として、経済の再建と合わせ、人間福祉を充実するために一致団結して取組む必要がある。そのためには、福祉関係者はもちろん、地域住民をはじめとした国民全体に対して共通のコンセンサスを得ることが何より肝要であると考えている。

〈注〉

1)社会福祉法人経営研究会編：社会福祉法人の現状と課題，全社協，2006，pp13～14.

2)逐次刊行物及び政府関係報告書等

(1)逐次刊行物

- ①炭谷茂：基調講演 新たな地域社会の構築に向けて，月刊福祉，88(9):pp63 - 66，2005.
- ②関川芳孝：論文 地方の時代，社会福祉法人の存在意義，月刊福祉，93(6):pp12 - 17，2010.
- ③辻哲夫：講演 超高齢社会に向けてめざす福祉の姿，月刊福祉，94(14):pp10 - 19，2011
- ④宮本太郎：インタビュー 社会福祉法人のミッションを考える，月刊福祉，96(11):pp36 - 43，2013.
- ⑤村木厚子：インタビュー 福祉が必要なすべての人に支援が届く世の中に，月刊福祉，96(11):pp46 - 51，2013.
- ⑥山田尋志：論点 介護職員処遇改善の方向と課題，月刊福祉増刊号 現代の社会福祉100の論点vol.2，95(5):pp62 - 63，2012.
- ⑦堤修三：論点 社会福祉法人がその役割を果たすためには，月刊福祉増刊号 現代の社会福祉100の論点vol.2，95(5):pp210 - 211，2012.
- ⑧浦野正男：論点 社会福祉法人のガバナンスとは，月刊福祉増刊号 現代の社会福祉100の論点vol.2，95(5):pp212 - 213，2012.

(2)政府関係の報告書等

- ①社会保障審議会福祉部会意見書：社会福祉法人制度の見直しについて，2004(平成16)年.
- ②社会福祉法人経営研究会編：社会福祉法人経営の現状と課題，全社協，2006(平成18)年.
- ③社会福祉法人経営研究会編：社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き，平成20年.

3)先進的实践事例

- ①全国社会福祉法人経営者協議会：社会福祉法人における地域貢献に向けた「1法人(施設)1実践」活動事例集 第8集，平成24年.他に，第1集(平成16年)から第7集(平成23年)がまとめられている。
- ②「生活保護世帯の子どもへの教育支援の取組事例」(埼玉県と県老協との協働事業)，「災害時要援護者対応に係る社会福祉法人の取組事例」(秋田県美郷町)，「複数の法人からの拠出金による人材育成の取組事例」(京都府：社会福祉法人端山園他)，「複数の法人からの会費による生計困難者等に対する相談事例等の取組事例」(大阪府社会福祉協議会)等が紹介されている。いずれも，「介護保険制度見直しの方向性と社会福祉法人への期待」をテーマに平成25年10月25日に開催された厚生労働省老健局高齢支援課長による講演時の資料による。
- 4)「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」設置の主旨：社会福祉法人は，社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが，平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し，法人を取巻く環境は大きく変化しており，社会福祉法人としての役割，経営の在り方等について見直しが必要になっている。また，日本再

興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等において、社会福祉法人の大規模化等について具体的な対応を求められている。検討のスケジュールは、平成 25 年 9 月 27 日に第 1 回が開催され、平成 26 年 5 月頃を目途にとりまとめる。(社会福祉法人の在り方等に関する検討会 開催要綱から抜粋)

- 5)社会福祉法人経営研究会編：社会福祉法人経営の現状と課題，全社協，2006(平成 18)年，p31.
- 6)関川芳孝：論文 地方の時代，社会福祉法人の存在意義，月刊福祉，93(6):p12, 2010.
- 7)社会福祉法人経営の現状と課題，pp33～40
- 8)資料 2：社会福祉法人の現状，第 1 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会，(平成 25 年 9 月 27 日開催.
- 9)社会福祉法人経営の現状と課題，pp41～45.
- 10)宮本太郎：インタビュー 社会福祉法人のミッションを考える，月刊福祉，96(11):pp39 - 40, 2013. 宮本は、社会福祉法人に求められる「自浄力」について、社会福祉法人が本来の目的を見失うなど誤った方向に進んでしまった時に、自ら軌道修正する力をいうとしている。また、「応答性」については、社会福祉法人が生活困窮の問題に率先して取組むなどの地域の求めに迅速かつ柔軟に応じることだとしている。
- 11)社会福祉法人経営の現状と課題，pp46 - 64.
- 12)宮本太郎：インタビュー 社会福祉法人のミッションを考える，月刊福祉，96(11):pp36 - 37, 2013.
- 13)社会保障審議会福祉部会意見書：社会福祉法人制度の見直しについて，2004(平成 16)年，P2.
- 14)社会福祉法人経営の現状と課題，pp65～128.
- 15)炭谷茂：基調講演 新たな地域社会の構築に向けて，月刊福祉，88(9):pp63 - 66, 2005.
- 16)村木厚子：インタビュー 福祉が必要なすべての人に支援が届く世の中に，月刊福祉，96(11):pp46 - 49, 2013.
- 17)宮本太郎：インタビュー 社会福祉法人のミッションを考える，pp42 - 43.
- 18)平成 25 年 10 月 25 日に開催された厚生労働省老健局高齢支援課長による講演時の資料「介護保険制度見直しの方向性と社会福祉法人への期待」及びきたおおじ代表者作成の資料「社会福祉法人の共同事業～京都における地域包括ケアの取り組み～」による。
- 19)平成 25 年 10 月 25 日に開催された厚生労働省老健局高齢支援課長による講演時の資料「介護保険制度見直しの方向性と社会福祉法人への期待」及びパンフレット「生活困窮者レスキュー事業だじょうぶOSAKA」並びに大阪府社会福祉協議会地域貢献支援室資料「老人生活部会による社会貢献事業～生活困窮者レスキュー事業～ オール大阪 400 余施設 10 年目を迎え 平成 16 年度～9 年間の実践」による。
- 20)平成 25 年 10 月 25 日に開催された厚生労働省老健局高齢支援課長による講演時の資料「介護保険制度見直しの方向性と社会福祉法人への期待」及び第 8 回権利擁護・虐待防止セミナー(平成 25 年 3 月 1 日開催)資料「社会福祉法人の後見事業」による。